

統計不正問題の原因究明と早期解決を求める意見書

本年 1 月、国の 5 6 の基幹統計のうち、約 4 割の統計に誤りや手続き等の問題があったことが判明した。

特に、毎月勤労統計については、全数調査とするとしていたところを一部抽出調査とするなど、2004 年から 15 年間もの長期にわたり不正が行われた。

その結果、雇用保険や労災保険等が過少支給となり追加給付が必要な人は、延べ約 2,000 万人にも上り、4 月以降、順次、その過去分の追加給付を開始することとなった。

また、厚生労働省は、事実関係を調査するため、外部有識者等を委員とする第三者委員会「毎月勤労統計調査等に関する特別監察委員会」を設置し、同委員会は、ヒアリングや関係資料の精査等を実施し、1 月 22 日に報告書を公表した。厚生労働省は当初、この報告書等を基に組織的な隠ぺいはなかったとしていたが、その後、第三者委員会によるヒアリングについて、同省の審議官や大臣官房長が同席していたことや、大半が第三者委員会の委員ではなく同省職員により行われていたことが判明し、第三者委員会の中立性に疑義が生じる事態となった。

毎月勤労統計は、経済指標の一つとして景気判断や、都道府県の各種政策決定の指針とされるほか、雇用保険や労災保険の給付額を改定する際の資料、また、民間企業等における給与改正や人件費の算定、人事院勧告の資料とされるなど、国民生活に深くかかわる重要な統計である。

よって、政府においては、この問題について原因究明し、早急に再発防止策を講ずるとともに、雇用保険等の必要な追加支給を早期に行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 31 年（2019 年）3 月 6 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員